

日時：平成 24 年 4 月 17 日(火) 18:00～20:20

場所：建築士会 会議室

出席者：(副委員長)長田 喜樹

(委員)芝 京子、山根 三郎、二宮 智美、高橋 聰、加藤 清

(担当常任理事)村島 正章

(事務局)佐川事務局長 田中職員

(オブザーバー)花方 威之(会長)

欠席者：(委員長)金子 修司

(委員)石井 明、山成 芳直、菊嶋 秀生、長谷川 行彦、福井 通、毛塚 尚男、

永井 香織

<確認事項>

1 前回(3/13)議事録の確認【資料 1】

○前回議事録案が異議なく承認されました(前回同様、メールリストで事前送付済み)。

<協議事項>

1 定款変更(案)及び定款細則変更(案)について

◆意見募集の結果と回答の概要(案)【資料 2-1】

《副委員長より説明》

・パブコメ回答案は、本委員会で決定ということではなく、案として上の意思決定の場へ提案していくということで考えていますが、よろしいですか。

→総務企画委員会の回答案について、正副会長会、正副会長・常任理事会等で改めて審議をいただき、特に修正が必要とのご意見があれば手を入れて、士会執行部としての回答を決定したいということです(事務局)。

・第 4 条については、新たに 1 項を加えたので、意見をお聞かせください。

《会長より補足》

・第 4 条(事業)に第 3 条(目的)の内容が全て反映されていないとの指摘がありました。特に公益的な調査研究事業を、どこで読めるのかという指摘です。

→そこで、第 4 条(9)に新たに規定しました(副委員長)。

・公益目的支出事業として明らかにカウントできるのは、技術支援委員会、女性委員会及び青年委員会等の活動を想定しています。

《電磁的記録での議決(第 16 条)メールによる委任状提出等について担当職員より補足》

・本件について、(一般法人法第 50 条にも規定されていますが、)確認したところ、法の趣旨としては主にメールでの議決をさしているものと思われます、との回答がありました。

問:第 39 条(残余財産の帰属)はパブコメ募集の際の素案にも記載がありましたか。

答:ありませんでした。その後の指導に従い追加しました。

問:景観整備機構は、他士会では公益事業として認められています。この指定を受けるにあたり、定款のどの部分で読めばよいのでしょうか。

答:第 4 条(7)で読めるのではないのでしょうか。

[意見]

・第4条(9)について、「…普及啓発事業」ではなく「…調査研究及び普及啓発事業」の方がよいと思われる。

→一同、異議なく了承

2 総会及び役員会(理事会)の議案等について【資料3-1】【資料3-2】

3 常勤役員の報酬及び費用規程(案)について【資料4】

《副委員長より説明》

資料3-1

・役員の報酬に関する承認は、事務所協会の総会の例を参考に。議案としました。総会では上限額について承認をいただき、支給の詳細は理事会で決定していくことになります。

資料4

・案の1は、詳細な支給規程を定め、別表で上限を定めるもの。案の2は、上限だけをざりと記述する形です。そもそも基準のあり方として、上限近くまで支給するのは、現在の土会の財政事情から難しいのではないかという考え方と、本来業務をしっかりとやっていただくためには、相応の報酬を支払うべきであるとの考え方の二通りがありますので、ご意見をいただければと思います。

《会長より補足》

・以前は、正副会長にも報酬があったようですが、現在は報酬を廃止し、旅費と日当 2,000 円をお支払いしています。

[質疑応答]

問：上限を決めるか、金額自体をはっきりと決めてしまうかのいずれかということになりますが…

答：弾力的に動くためには、上限を決める方がよいと思われます。

☆総務企画委員会としては、上限を定める案の方ですすめることとなりました。

《事務局長より、役員会議題案を説明》

資料3-2

- ・役員会議題案「Ⅱ協議事項 3 長期会費滞納による処分について」は、会費3年滞納者に対する督促手続の結果報告を、事務局より行うものです。
- ・議題「Ⅲ報告事項 2 建築史図説編纂特別委員会について」は、委員の増員がありますので、承認をいただきたいと考えております。
- ・議題「Ⅲ報告事項 3 連合会会長表彰・技能表彰の推薦について」は、今年度、横浜、県庁、湘南支部、相模原支部が、表彰対象者推薦支部となっています。また、事務局職員にも受賞対象者がおります。
- ・議題「Ⅲ報告事項 5 関東甲信越建築士ブロック会優良建築物表彰について」は、内々ではありますが、推薦したものが表彰されることでお知らせをいただいておりますので、その報告になります。

4 平成24年度(社)神奈川県建築士会予算(案)について【資料5】

《事務局長より説明》

・委員会によっては前年度比で増加しているところもありますが、その分講習会の参加費等で収入も増えています。

《会長より補足》

・支部会計については、できれば繰出金のみとしたいと考えています。出入りの詳細を本部会計と整合のとれる形で記載するのは、実務的にきわめて難しいと思います。

→過日神奈川県に確認したところ、定款上に支部について記載するのであれば、会計上の記載

(支部会計の明示)も必要になるとのことでした(事務局)。
→会長の意向はわかりますが、支部会計の統合は各支部の理解を得ていますので、白紙に戻すのはいかがなものかと思います(副委員長)。

[質疑応答]

問:管理費の諸会議費は、前年度比 20 万円の減となっていますが、内容を教えてください。

答:活動交流会費を事業費の負担金に振り替えたためです。

問:総会資料の形式はこの書式で掲載するのですか。

答:中科目まで掲載することで考えていますが、いかがでしょうか。

→従来と形式が異なるので、小科目まで載せる方がよいと思われます。

☆各委員会活動費等数字が動いた部分について、備考等に理由を記載するという条件付きで承認されました。

5 神奈川県による実地検査結果報告への対応について

◆神奈川県建築士会の会計システムの問題点と解決策について【資料 6】

《会長より説明》

- ・「○疑問点」のうちの数項目、「○疑問解決のための調査とその結果」のうちの主要項目を説明。
- ・「統括貸借対照表(修正版)」の表題の資料について説明。

[質疑応答]

問:会計事務所は、この間、ずっと同じだったのですか。

答:同じですが、担当者は変わっています。平成 23 年度より会計事務所を変更しました。

◆(社)神奈川県建築士会 会計処理規程(案)について【資料 6-2】

《事務局長より説明》

- ・会計規程案について、常任理事会を経て神奈川県へ内容の確認をお願いしたところ、第 26 条を必ず付けてほしいとのことでした。
- ・神奈川県からは、所定の手続きを踏んだという証拠を添えて提出せよということでしたので、役員会等の決議を得た上で報告することになります。

[質疑応答]

問:【資料6】の P52 に記載されている6項目の解決方針については、この会計規程案にすべて盛り込まれているのですか。どこを読めばわかりますか。

答:方針の 1、会計間の貸し借り(流用)は行わないことについては、平成 23 年度より、会計の分野立てを抜本的に変えているため、発生しません。2以降の方針は、考え方のレベルですので規程には反映されていません。

《会長より補足》

- ・本資料は、議案ではありませんが、総会資料にも付けることで考えています。

問:会計規程にも、会計間の相互貸し借りをしないと明記した方がよいのではないですか。

答:第 4 条に追記する等の工夫いたします。

問:第 5 条について、「…毎年 4 月 1 日より翌年 3 月 31 日…」とした方がよいと思われます。

答:修正します。

<報告事項>

1 (公社)日本建築士会連合会の移行認可申請書について【資料 7】

《事務局長より報告》

2 会員増強に係る特任組織の設置について【資料 8】

《事務局長より報告》

3 正副会長・常任理事会の開催結果について【資料 9】

《事務局長より報告》

4 神奈川建築コンクールへの協賛及び審査員の派遣について【資料 10】

《事務局長より報告》

・審査員について、これまでは某氏を推薦しておりましたが、昨年度は体調を崩されたことや業務多忙とのことですので、黒岩副会長を推薦いたしたく考えております。

5 関プロ優良建築物表彰の推薦結果について【資料 11】

《事務局長より報告》

6 平成 24 年二級・木造建築士試験申込者数について【資料 12】

《事務局長より報告》

・受付期間及び受付時間を延ばしましたが、前年を下回る申し込みになっています。

7 平成 24 年第 1 回普及事業助成申請について

《事務局長より報告》

次回は平成 24 年 5 月 15 日（火）午後 6 時からの開催です。